1.2 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

(1) 個別計画の策定

高齢者等の世帯を訪問するゴミ収集制度(アシスト収集)を活用した避難支援の検証について

沖縄ブロック 沖縄県 那覇市 |総務部総務課

1. 概要

- 災害時における協力団体(組織)として、学校(PTAとの連携)や企業(地域事業所との連携)を確立出来るよう取組を進めている。
- 高齢者の世帯を訪問するゴミ収集制度(アシスト収集)を活用した避難支援を行っている。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ・ポイント

阪神・淡路大震災、東日本大震災を受け自助、共助の強化が必要であると改めて認識することとなった。 そこで本市では一昨年から自治会による自主防災組織の結成を推進してきたが、本市でも全国同様、少 子高齢化の波が押し寄せ自治会構成員の高齢化が急速に進んでおり、また、自治会加入も少なく、特に若 者の自治会加入が中々容易でない状況である。さらに隣近所の付き合いも疎遠になり、各自治会の関係者 から、自治会単独では自主防災組織の結成は容易でないとのご意見がある。

この様な状況、ご意見をいただき本市では、大規模災害時における自助、共助を進める上で、若い親御さんが活動する学校 PTA を核とした自主防災組織の立ち上げに取組み、また、自治会でも自主防災組織を結成していただき、自治会と PTA が日頃から様々な活動(挨拶の奨励、夜間パトロール、学校が実施する避難訓練など)をとおして連携することで、万が一の災害時に助け合える「共助」に繋がると考え学校 PTA と自治会の連携体制の確立に取り組んでいる。

また、大規模災害時に一人でも多くの方々の安全を確保する必要があり、自治会、学校 PTA とは別に行政や企業も含めた避難支援を実施する目的で、本市那覇市クリーン推進課が取り組んでいる「アシスト収集」を活用した、独居高齢者等の把握や安否確認及び災害時の広報、避難支援活動ができないか検証している。

(2)推進体制

- ・関係機関(生涯学習部、学校教育学部、市民文化部、環境部)から PTA 会長、自治会長等の情報等が市民 防災室長に提供され、その情報を元に市民防災室職員が PTA 会長等と面談し推進する。
- ・関係機関(生涯学習部、学校教育学部、市民文化部、環境部)が開催する各種会議等へ出向き、自主防 災組織の結成について講話や説明をすることにより粘り強く推進する。
- ・自主防災組織へ訓練用資機材等を交付し、組織結成を推進する。
- ・結成 PTA 等の支援を受けながら、未結成組織への働きかけを推進する。

(3)取組の流れ

・関係機関から情報提供、飛び込み営業→面談→趣旨説明→会長等から会員への説明・了解→結成届出提 出→結成承認 → 資機材申請→資機材交付

(4)今後の取組課題

- ・自治会中心の自主防災組織と PTA 自主防災組織の連携強化
- ・自主防災組織の訓練指導者(消防、消防団)の確保

く連絡先>

沖縄県那覇市 総務部総務課 電話:098-861-1102 FAX:098-862-0614

要援護者に対する支援体制

近畿ブロック ト 大阪府 貝塚市 ト 一 危機管理課

1. 概要

- 災害時に自力で迅速な避難が困難な方に対する支援体制を構築すべく、平成23年3月に「貝塚市災害時要援護者避難支援計画」を策定した。
- 地元町会(自治会)単位に所属する災害時要援護者に対する支援をお願いすべく、自治会単位で説明会 を開催し、要援護者の支援について検討を進めている。
- 市民との共同を通じて、「地域版防災マップ」の作成や「避難所運営委員会」の設立等に取組む予定である。

2. 具体的な取組内容

本市では、大地震や大規模な風水害など、大きな災害が発生した際に、自力で迅速な避難が困難な方に対する支援体制を構築すべく、平成23年3月に「貝塚市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、同年8月には、在宅の80歳以上の高齢者、40歳以上で「要介護認定3以上」の方、障害をお持ちの方(身体障害者1級・2級、知的障害者等)を対象に、災害時避難支援登録申請書を送付し、現在までに市内全体で約2,200名の方に登録していただいており、平成24年4月以降、登録者個別の支援計画策定の協力依頼のため、順次、地元町会(自治会)単位での説明会を開催している。

この制度を開始するまでは、町会や自治会の方と顔を合わせることが少なかったが、ほぼ毎週地域へ出向いて行く中、地域の方と「膝を突き合わせる」付き合いをすることにより、こちらから防災に関する最新情報を直接伝えることができたとともに、信頼関係を育むことができたと考えている。

防災・減災を推進するためには「市民との協働」が不可欠であり、本当の意味で「市民との協働」を実現するためには、我々職員が汗をかくことが必要であり、「災害時地域たすけあい制度」の取組みの中で、ほぼ全町会・自治会へ出向いて行けたことは、非常に有意義であったと考えており、引き続き、「地域版防災マップ」の作成や「避難所運営委員会」の設立等、地域の皆さんの協力を得て、防災・減災につながる取り組みを推進していきたいと考えている。

<連絡先>

大阪府貝塚市 危機管理課 電話:072-433-7392 FAX:072-432-2482

日野市災害時要援護者避難支援制度について

関東ブロック 東京都 日野市 高齢福祉課

1. 概要

○ 市内2か所のモデル地区(自主防災会、自治会を単位とする)において、地域の民生委員の協力のもと 要援護者と支援ボランティアとのマッチングおよび個別支援プランの作成を行った。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

災害発生時において、特に行政等の支援が開始されるまでの初動支援は、地域住民による助け合いが必要不可欠である。また、助け合いは、個人的な関係性の中で行われるものではなく、自治会や自主防災会といった地域の組織力を活用し、それら組織を主体とした共助の支援体制の構築が必要であるという考えのもと、平成20年度から地域における組織的な支援体制づくりに着手したものである。

(2)推進体制

1) 全市的な避難支援体制の構築

支援体制全体の枠組みの構築(全体計画)及び個人情報の取扱い(要援護者候補者名簿の提供)に関する整理、マニュアルの作成など。

2) 個別支援プラン作成手法の検討

実際に市内2か所の地域における、支援体制づくりの試行的な運用及び実施結果についての分析・検証。 検証結果に基づく、個別支援プランの作成手法等についての検討及び全体計画及びマニュアルの見直し。

(3)取組の流れ

- ア 取組を始める地域(自治会・自主防災会)は、制度について市から説明を受ける。
- イ 平時及び災害発生時に支援できる内容を地域で決定する(実施地区として市に登録する)。
- ウ 地域は、チラシ等を作成し、実施地区全体に、取組開始の周知及び台帳登録への呼びかけを行う。
- エ 市から地域の民生委員に対し要援護者候補者リストを提供する(要介護3以上、障害の要件に該当する方)。
- オ 民生委員は要援護者候補者リストの登載者に対し、要援護者台帳への登録申請を呼びかける。 (登録申請の際には、自治会、自主防災会、消防署、消防団、警察署への情報提供について本人同意 を得る)
- カ 登録者について、市が要援護台帳を作成し、副本を地域に対して提供する。
- キ 地域は、支援ボランティアの登録を呼びかける。
- ク 地域は、要援護者と支援ボランティアのマッチングを行う。 (マッチングできない要援護者は、地域(組織)として、支援体制を構築しておく)
- ケ マッチング完了後、地域は、支援ボランティア等の新たな情報を要援護者台帳に追記し、市と共有する。

(マッチング後の要援護者台帳が個別支援プランとなる)

コ 地域は、民生委員と協力しながら、新たな要援護者の掘り起こしや要援護者の安否確認訓練等を実施するなど、取組の継続・強化をしていく。

(4)取組のポイント

- ① 地域主導で要援護者把握、支援者選定、マッチング、個別支援プラン作成等の支援体制づくりを行うことで、平時から『地域』を意識した助け合いの関係性が構築され、その関係性は災害時にも生かされる。
- ② 本取組において、災害時の支援の基本となるのは、「安否確認」までであること。それ以上の支援体制については、地域の事情に合わせて自主的に決定する(支援者の精神的な負担の軽減)。
- ③ 支援体制づくりにおける行政の役割は、取組の基本的な枠組みと情報共有の流れを決定し、実施地域の支援体制づくりが円滑実施されるよう支援すること。

(5)今後の取組課題

- ・名簿を更新する仕組みが確立されていない。
- ・要援護者情報を関係者に対して提供することの本人同意も含め、支援体制づくりを地域(地域の民生 委員)に任せている(地域での顔の見える関係づくりを重視した仕組み)ため、地域の負担感が大き く、モデル実施地区以外の地域への広がりがない。
- ・支援ボランティアの確保が難しい。

く連絡先>

東京都日野市 高齢福祉課在宅サービス係 電話:042-585-1111 FAX:042-583-4198

(2) 避難行動支援に係る共助力の向上

災害時要援護者支援地域活動モデル事業を通じた災害時要援護者支援に関する取組

四国ブロック

高知県 高知市

健康福祉部障がい福祉課

1. 概要

- 個別避難支援プランの作成事例等をとりまとめた災害時要援護者支援地域活動事例集を作成し、自主防 災組織に周知を図っている。
- 非都市部での事例が主であったため、都市部での事例を追加するためモデル地区を設定し活動中である。
- 災害時要援護者の避難訓練を実施している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

次期南海地震等大規模災害時における災害対応について、高知市健康福祉部内に「災害対策検討会」が 設置され、その中に「災害時要援護者対策検討部会」を設置し、平成 18 年度より災害時要援護者支援体制 構築や支援方法について検討することとした。

(2)推進体制

· 高知市健康福祉部災害対策検討会災害時要援護者支援部会

事務局:障がい福祉課

部会参加:介護保険課、地域保健課、健康づくり課、高齢者支援課、健康福祉総務課、誠和園、消防局、 危機管理室

災害時要援護者支援地域活動モデル事業

モデル地区:浦戸地区(浦戸地区津波防災検討会)、種崎地区(種崎地区津波防災検討会)、潮江地区 (北高見町内会自主防災組織)

(3)取組の流れ

平成18年度より高知市内に2ヶ所モデル地区を設定(浦戸地区、種崎地区)し、「災害時要援護者支援地域活動モデル事業」として、地区内要援護者の把握や支援方法・体制構築について検討し、要援護者台帳及び個別支援計画を作成、避難訓練を行い支援内容の検証を行った。

このモデル事業内容については、「災害時要援護者支援地域活動事例集」として、平成 20 年度末に高知市内町内会長や自主防災組織会長に向けて配布し、災害時要援護者支援の取り組みを進める際の参考としていただくこととした。

しかしながら、モデル地区の状況が市内都市部と異なるため、都市部の町内会や自主防災組織より同事 例集を参考として取り組みを進めることが困難であるとの意見が多かったため、平成22年度より新たに市 内都市部にモデル地区を設定(潮江地区)し支援活動を行い、平成25年度に完了したため再度事例集を作 成し、配布するよう準備を進めている。

(4)取組のポイント

大規模災害時の災害時要援護者支援については、いわゆる「向こう三軒両隣」での支援が必要不可欠であるため、モデル事業においては地区内要援護者把握を行う時点より、地域自主防災組織等地区住民と共に活動することを心がけ、アンケート調査や聞き取り調査時には行政と共同で行うこととした。

これにより、要援護者と考えられる方に対し、地域、行政が一体的に活動している状況が伝わり、当初活動参加に消極的だった要援護者が参加してくるといった状況にもなっている。

また、活動内容について事例集としてまとめ周知することにより、要援護者支援について活動するよう考えているものの、どのように進めればよいかが分からない町内会や自主防災組織等から相談がある等活動推進に向け協議を進めることが出来たケースもあった。

(5)今後の取組課題

災害時要援護者支援について全市的、特に津波浸水が想定されている地区において進める必要があると 考えているが、地域住民の活動のみで推進することは困難であるため、コーディネーター等の人員配置を 行う必要がある。

また、要援護者台帳や個別支援計画の作成を行なった災害時要援護者について、災害時のみではなく日常的に支援が必要な方も多く居たことから、見守り台帳や福祉サービスの利用等日常支援体制に繋げる必要もあり、本市において別途推進している地域福祉活動等と共に取り組みを進めることが重要であると考えている。

く連絡先>

高知県高知市 健康福祉部障がい福祉課 電話:088-823-9378 FAX:088-823-9370

呉市における災害時要援護者避難支援の取組

中国ブロック 広島県 呉市 消防局警防課

1. 概要

- 阿賀地区の7つの教育機関と地元自治会で構成する「阿賀学園地域教育連携協議会」(通称「アガデミア」)と呉市が中心となり、避難行動要支援者に関する避難移動支援の訓練を実施している。
- 地元の大学生等が支援者となり、避難行動要支援者と一緒に避難することを想定している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

具市内各地において少子高齢化が進んでいる状況において、阿賀地区も例外なく災害時要援護者の避難 支援が問題となっている中で、東日本大震災が発生し、特に津波からの避難についての問題意識が高まっ てきた。さらに、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定が発表され、阿賀地区においては低地部の全てが浸 水することを受け、阿賀地区全体での避難訓練を実施することが検討された。

(2)推進体制

阿賀地区の7つの教育機関と地元自治会で構成する「阿賀学園地域教育連携協議会」(通称「アガデミア」)と呉市が中心となり、平成24年10月10日に避難訓練を実施した。

アガデミアは、定期的に会議を開催しており、その会議に呉市職員が参加し、訓練実施計画等の立案、調整等を行った。

(3)取組の流れ

南海トラフ巨大地震が発生し、約2時間40分後に津波が襲来するという想定で、阿賀地区の住民、園児、 児童、生徒、大学生など、約2,000名が避難行動を開始。消防局、消防団、警察が避難誘導及び広報を行い、それぞれが事前に想定している高台や避難場所に避難する。また、大学生などは避難経路上の災害時 要援護者の避難支援を行いながら避難する。避難完了後には避難所に移動するという想定で公民館に移動 し、訓練講評及び防災講演を行った。

(4)取組のポイント

本訓練には、広島文化学園大学の学生が学外演習として参加し、災害用ストレッチャーなどを活用して、災害時要援護者の避難支援を行い、高台まで一緒に避難した。本訓練に参加した学生は、ストレッチャーの使用方法、三人一組での搬送方法及び避難経路の確認などの事前研修を行い、災害時要援護者の安全迅速な避難支援について学んだ。

(5)今後の取組課題

今回の訓練を通じて、実際に災害時要援護者を避難させる場合には多くの人手が必要となることや、実 災害時に災害時要援護者をどのように把握していくのかなどの課題が浮き彫りとなり、その対策について 本気で検討が行われることとなった。 (我がこと意識の向上)

今後も課題解決に向けて継続的に避難訓練を実施することとなり、地域住民を中心として、市民・行政・教育機関等が一体となった地域防災力の強化を推進していきたい。

<連絡先>

広島県呉市 消防局警防課 電話:0823-26-0315 FAX:0823-26-0308

地域支え合い事業等の取組を通じた厚岸町における災害時要援護者対策について

北海道ブロック 北海道 厚岸町 保健福祉課

1. 概要

- 社会福祉協議会は町、自治会、消防署、警察署、介護事業者、民生委員などから組織する「地域支えあいネットワーク会議」設置し、地域の自治会が自ら住民を訪問し要援護者の登録を進めている。
- 命のバトン「緊急情報キット」として、町社協とともに、要援護者や支援者、支援内容等を記した紙を 入れた筒を配布している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

厚岸町は地域的に大地震に見舞われる頻度が高く、津波被害を受けた地域でもあるため東日本大震災以降、災害時要援護対策が急務であったことに加え、自治会や社会福祉協議会から他の地域で取り組まれている医療情報キット「命のバトン」の普及要望もあり、地域が密接に関わり合える事業の方法を社会福祉協議会と協議し、共同で進めた。

(2)推進体制

町は災害時要援護者の登録を進めるため「災害時等要援護者登録事業」を開始し、社会福祉協議会は町、 自治会、消防署、警察署、介護事業者、民生委員などから組織する「地域支えあいネットワーク会議」設 置によりネットワーク会議を活用し意見反映させながら地域の自治会が自らの住民を訪問し要援護者の登 録を進めるもの。

登録した情報は関係機関において共有し、地域防災活動や災害時に活用する。

(3)取組の流れ

自治会が地域の住民宅を訪問し災害時要援護者の登録を進め、登録票を緊急情報キットと共に配布し、 要援護者が個々に緊急時に備える。

記載される医療情報は医療機関への救急搬送時にも活用できるもので、実施意向のある自治会はネットワーク会議に参加し、住民の登録と緊急情報キットの配布を行い、普及を図り、登録情報は、社会福祉協議会、消防、警察、自治会と共有し、災害時に備え活用する。

(4)取組のポイント

特に津波による災害時要援護者の避難は、身近な隣近所においての助けが必要であり、地域の住民が日頃から相互に関わりを持つことが欠かせないことから、より地域活動に近い社会福祉協議会が自治会を支援し、取り組める方法として進めているもの

また、この取り組みは「関わり」を作り、維持することが目的であるため時間がかかり、自治会組織の負担となるものだが着実に進める必要がある。

(5)今後の取組課題

現在1/3程の実施で、今後も沿岸部を中心に普及を進めなければならないことや要援護者の個別の支援者はまだすべて位置付けられていないため地域包括支援センターなど専門的な支援を受けながら出来るだけ早く進めなければならない。

<連絡先>

北海道厚岸町 保健福祉課 電話:0153-52-3131 FAX:0153-53-3077(代表)

最大津波高 34m・最大震度7の町で・・・犠牲者ゼロをめざす黒潮町の取組

四国ブロック 高知県 黒潮町 情報防災課

1. 概要

- 犠牲者ゼロをめざす「黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方」で15の指針を示す
- 200 人の全町職員を地域防災担当職員として 14 の消防分団管轄区ごとに配置
- 黒潮町61集落の内、津波浸水危険地域40集落において、世帯別に津波避難カルテを作成する。世帯別避難行動 シートには、家族構成、自力避難の可否、避難方法、避難経路等の情報、避難所で支援できる有資格者の有無等を 整理し、災害時の避難に役立てている。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

2012 年 3 月 31 日に国が公表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計」は、黒潮町にとっては、あまりにも衝撃的なものであり、多くの住民から「あきらめ」の声が聞こえ、津波からの避難そのものをあきらめる、いわゆる「避難放棄者」を多く生み出すような危機感が広がった。そのような中、黒潮町の防災思想ともいえる「黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方」をまとめ、「最大津波高 34mの町で犠牲者ゼロをめざす 15 の指針」を定め、具体的な取り組みをはじめた。高知県の被害想定によると、黒潮町では最悪 2,300 人の犠牲者が発生する可能性があり、その内 2,100 人 (91.3%) が津波による被害者であると言われている。「犠牲者ゼロ」を単なるスローガンにしないためには、まず、住民の津波からの避難行動を詳細にわたり調査して、その対策を検討する必要があった。

(2)推進体制

町内は 14 の消防分団が管轄する区域に分かれている。そのような状況の中で、町職員全員(約 200 人)を、防災に特化した地域担当職員に任命し、それぞれの消防分団管轄区域に振り分けている。世帯別津波避難カルテの作成にあたっては、調査指導員4名を1年間雇用し、防災地域担当職員と自主防災会が協働する体制の中で、各集落の班単位を基本にワークショップを実施しながら作成している。



(3)取組の流れ

防災に特化した地域担当職員制度を実施するにあたり、全職員の研修をまず実施した。その後、新想定に対応した避難場所と避難道の見直しを目的としたワークショップ(157 回)を実施し、町内 61 集落の緊急防災・減災対策事業計画を作成した。その次に実施しているのが、津波浸水危険区域(40 地区 283 班)の世帯別津波避難カルテ作成事業である。カルテ作成までは、調査指導員と防災地域担当職員との打ち合わせ、地区役員及び各班長との打ち合わせ、班別ワークショップの開催、未回収カルテの回収の流れとなる。

(4)取組のポイント

班という最小の地域コミュニティを基本にワークショップを実施することにより、社会的手抜きの排除ができ、ワークショップ参加率が 63%、カルテ回収率は 99.8%という結果を生んでいる。加えて「防災」を切り口にした地域コミュニティの再生という面でも効果がみられる。また、直接カルテを書き込む作業により当事者意識の高揚につながっている。

(5)今後の取組課題

カルテ情報の定期更新、避難行動要支援者台帳との調整により、地区防災計画や訓練にも活用できるものにしていくことが課題である。

く連絡先>

高知県黒潮町 情報防災課 電話:0880-43-2188 FAX:0880-43-2788

世帯家族調べの実施

中部ブロック

静岡県 焼津市

福祉部地域福祉課、危機管理部危機管理課

1. 概要

- 焼津市では、各世帯の家族構成、避難先等を記入した「世帯家族調べ」の作成を毎年実施し民生委員児 童委員、自主防災会、市の3者で共有することにより、災害発生時の避難行動や安否確認等に役立てる ようにしている。
- 世帯家族調べを基に災害時要援護者リスト(名簿)を作成し、その中から特定した避難行動要支援者に対し、同意を得た上で個別計画を作成し、支援内容を明確にしている。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

市、地元自主防災会及び民生委員児童委員(以下、民生委員という。)が連携して防災活動(避難活動、 安否確認等)及び日常生活における円滑な支援方法について検討するにあたり、各世帯の情報が不可欠で あった。

(2)推進体制

自主防災会、民生委員、市の3者で世帯情報を共有し、避難等の支援を行う。

(3)取組の流れ

- 世帯家族調べは、民生委員児童委員協議会、自主防災会、市の3者で調査項目を検討し、市が調査 票を印刷して全戸配付する。各世帯で記入された世帯家族調べを自主防災会、民生委員、市で保管す る。
- 市福祉部局は、世帯家族調べを基に災害時要援護者リスト(名簿)を作成し、その中から避難行動 要支援者を調査により特定する。避難行動要支援者のうち、個別計画作成の同意を得られた者につい ては個別計画を作成し、支援内容を明確にする。

(4)取組のポイント

世帯家族調べは、津波避難場所及び避難に必要な時間、自宅の耐震補強の有無、家具の転倒防止措置等について家族と協議して記載するようになっており、防災意識を啓発する。また、各自主防災会における安否確認訓練に使用されている。

(5)今後の取組課題

- 避難行動要支援者名簿の作成及び情報の共有化が義務付けられたことにより、世帯家族調べの必要性の有無、個人情報漏えい防止策について検討が必要と思われる。
- ※ 上記の「災害時要援護者リスト(名簿)」という名称は、今後、変更の可能性あり

<連絡先>

静岡県焼津市 福祉部地域福祉課 電話:054-626-1127 FAX:054-626-2189

危機管理部危機管理課 電話:054-625-0128 FAX:054-625-0132

津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業を通じた自主防災会主導による津波避難に 係る取組

中部ブロック 三重県 津市 防災室

1. 概要

- 「津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業」により、モデル地区(6地区)における津波避難に係る取組を推進するとともに、災害時要援護者対策に係るグループワークや訓練等を実施した。
- 各モデル地区に地区担当(3名)を設けるとともに、それぞれの地区には三重県からも担当者を充てた。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

本市においては、南海トラフを震源とする地震が発生した場合に沿岸部において甚大な被害が想定されている。東日本大震災においては、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の犠牲者の割合が高いことから、沿岸部における津波避難に係る対策と災害時要援護者対策が喫緊の課題となっている。また、災害時要援護者名簿の作成や全体計画(災害時要援護者避難支援対策マニュアル)の作成は行っているが、個別の支援計画の作成が進んでいないため、これらの対策が急務となっている。

そういったことから、平成25年度に「津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業(以下「モデル事業」という。)」として事業化し、モデル地区となる自主防災会を公募し、当該地区において津波避難に係る取組とともに、災害時要援護者対策に係るグループワークや訓練等を実施し、津市におけるモデルケースとなるよう位置付けを行った。

(2)推進体制

モデル事業の趣旨を理解し、モデル地区として事業を実施した地区は全6地区(自主防災会)になる。 これらの地区への職員のフォロー体制としては、各モデル地区に地区担当(3名)を設けるとともに、それぞれの地区には三重県からも担当者を充て、計5回程度のワークショップや訓練等を実施した。

(3)取組の流れ

講義、グループワーク、訓練実施という一連の流れにおいて、毎年継続して取組を実施し、その中で、PDCAサイクルを活用し、より良い改善方策を導き出すよう促している。

(4)取組のポイント

災害時要援護者への支援については、要支援者名簿の作成や全体計画の作成といった仕組みの整備はもとより、地域が主体となって「自助」、「共助」の取組をいかに進めるかに重点を置いている。

(5)今後の取組課題

モデル事業の取組結果については、「津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業報告書」として取りまとめ、各自主防災会に配付するとともに、報告会を開催し、取組事例を他の自主防災会に共有している。今後は、モデル地区で実施した取組を他の地区にいかに浸透させていくかが大きな課題となっている。

く連絡先>

三重県津市 防災室 電話:059-229-3104 FAX:059-223-6247